

徳島県企業管理規程第四号

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第五項、第八条第一項第一号、第四項及び第六項並びに第十五条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第二の備考の6中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同備考の7及び8中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、改正後の別表第二の備考の6の規定を適用する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第二条第三項及び第四項、第三条第五項、第八条第一項、第四項及び第六項、第十五条並びに別表第二の備考の7及び8の規定を適用する。